

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 規 則                              | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則<br>〈4・1 掲示〉 | 1   |
| ◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則<br>〈 〃 〉    | 8   |

## 規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年4月1日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第28号

#### 高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条の2」に、

「第1款 産学官民連携センター（第189条の2・第189条の3）

第1款の2 大阪事務所（第189条の4－第189条の6）

第2款 名古屋事務所（第189条の7・第189条の8）」

を

「第1款 大阪事務所（第189条の2－第189条の4）

第2款 名古屋事務所（第189条の5・第189条の6）」

に改める。

第3条第2号中「をいう」を「のうち、第3章において規定するものをいう」に改める。

第7条の表中

「

|       |  |
|-------|--|
| 統計分析課 |  |
|-------|--|

」

を削り、「健康長寿政策課」を「保健政策課」に、

「

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 地域福祉政策課 | 地域福祉推進チーム<br>災害時要配慮者支援室<br>福祉・介護人材対策室 |
| 高齢者福祉課  |                                       |

」

を

「

|         |            |
|---------|------------|
| 地域福祉政策課 | 地域共生社会室    |
| 長寿社会課   | 福祉・介護人材対策室 |

」

に、「子ども・子育て支援課」を「子育て支援課」に、「少子対策課」を「子ども家庭課」に、

「

|            |        |
|------------|--------|
| 文化振興課      | 県史編さん室 |
| まんが王国土佐推進課 |        |
| 国際交流課      |        |

」

を

|        |          |
|--------|----------|
| 文化国際課  | まんが王国土佐室 |
| 歴史文化財課 | 県史編さん室   |

に、

|         |              |       |
|---------|--------------|-------|
| 産業振興推進部 | 計画推進課        |       |
|         | 産学官民連携・起業推進課 |       |
|         | 地産地消・外商課     | 輸出振興室 |

を

|         |          |                |
|---------|----------|----------------|
| 産業振興推進部 | 計画推進課    |                |
|         | 産学官民連携課  |                |
|         | 地産地消・外商課 | 関西戦略室<br>輸出振興室 |
|         | 統計分析課    |                |

に、

|       |  |
|-------|--|
| 観光政策課 |  |
|-------|--|

を

|       |        |
|-------|--------|
| 観光政策課 | おもてなし室 |
|-------|--------|

に改め、

|        |  |
|--------|--|
| おもてなし課 |  |
|--------|--|

を削り、

|       |  |
|-------|--|
| 農業政策課 |  |
|-------|--|

を

|       |       |
|-------|-------|
| 農業政策課 | 競馬対策室 |
|-------|-------|

に改め、

|       |  |
|-------|--|
| 競馬対策課 |  |
|-------|--|

を削り、

|       |  |
|-------|--|
| 漁業振興課 |  |
| 水産流通課 |  |

を

|        |        |
|--------|--------|
| 水産業振興課 | 水産物外商室 |
|--------|--------|

に改め、「土砂災害対策推進室」を削り、

|     |  |
|-----|--|
| 住宅課 |  |
|-----|--|

を

|     |          |
|-----|----------|
| 住宅課 | 空き家対策チーム |
|-----|----------|

に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(産学官民連携課員駐在所)

**第10条の2** 産学官民連携課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に産学官民連携課員駐在所を置く。

第24条第3号中「利子割交付金、」を削る。

第27条を次のように改める。

**第27条** 削除

第32条の見出しを「(保健政策課)」に改め、同条中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改める。

第33条第3号中「及び小児医療」を「小児医療及び周産期医療」に、「子ども・子育て支援課」を「子育て支援課」に改める。

第34条第8号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 東部地域多機能支援施設の整備に関すること。

第34条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「属するもの」を「属する事項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 在宅歯科医療に関すること。

第36条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第37条第28号中「おもてなし課」を「観光政策課」に改める。

第39条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第23号までを2号ずつ繰り上げる。

第40条の見出しを「(長寿社会課)」に改め、同条中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 福祉・介護人材の確保に関する事。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士に関する事。

第43条を削る。

第42条の見出しを「(子ども家庭課)」に改め、同条中「子ども・子育て支援課」を「子ども家庭課」に改め、第13号から第16号までを削り、第17号を第13号とし、同条を第43条とする。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(子育て支援課)

**第42条** 子育て支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少子化対策の企画及び調整に関する事。
- (2) 高知県少子化対策推進本部に関する事。
- (3) 高知県少子化対策推進県民会議に関する事。
- (4) 高知県子ども・子育て支援会議に関する事。
- (5) 出会い・結婚支援に関する事。
- (6) 高知県子ども条例(平成25年高知県条例第1号)に関する事。
- (7) 母子保健に関する事。
- (8) 母体保護に関する事。
- (9) 思春期相談センターに関する事。
- (10) 子育て支援に関する事(他の課の主管に属する事項を除く。)

第45条の見出しを「(文化国際課)」に改め、同条中「文化振興課」を「文化国際課」に改め、第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) まんが文化の推進に関する事。
- (14) 国際交流の総合的推進に関する事。
- (15) 国際交流事業及び国際協力事業に関する事。

第45条第16号及び第17号を次のように改める。

- (16) 高知県国際交流協会に関する事。
- (17) 旅券発給に関する事。

第45条第18号中「振興」を「振興並びに国際交流」に改める。

第46条を次のように改める。

(歴史文化財課)

**第46条** 歴史文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高知県文化財保護審議会に関する事。
- (2) 文化財の保存及び活用に関する事。
- (3) 刀剣類等の登録に関する事。
- (4) 重要文化財高知城その他の高知公園の管理に関する事(他の課の主管に属する事項を除く。)
- (5) 高知城歴史博物館に関する事。
- (6) 歴史民俗資料館に関する事。
- (7) 坂本龍馬記念館に関する事。
- (8) 埋蔵文化財センターに関する事。
- (9) 土佐山内記念財団に関する事。
- (10) 県史編さんに関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第46条の2を削る。

第49条第2号を次のように改める。

- (2) 地域スポーツの振興に関する事。

第49条第18号を削る。

第52条の2の見出しを「(産学官民連携課)」に改め、同条中「産学官民連携・起業推進課」を「産学官民連携課」に改め、同条第2号中「起業や」を「起業及び」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 産業振興等に資する人材育成に関する事(他の課の主管に属する事項を除く。)

第2章第2節第6款中第53条の次に次の1条を加える。

(統計分析課)

**第53条の2** 統計分析課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国勢調査に関する事。
- (2) 住宅・土地統計調査に関する事。
- (3) 労働力調査に関する事。
- (4) 小売物価統計調査に関する事。
- (5) 家計調査に関する事。
- (6) 就業構造基本調査に関する事。
- (7) 全国家計構造調査に関する事。
- (8) 社会生活基本調査に関する事。
- (9) 学校基本調査及び学校保健統計調査に関する事。
- (10) 毎月勤労統計調査に関する事。
- (11) 農林業センサス及び漁業センサスに関する事。
- (12) 経済センサスに関する事。
- (13) 県民経済計算、市町村経済統計及び産業連関表に関する事。
- (14) 鉱工業生産統計に関する事。
- (15) 高知県推計人口に関する事。
- (16) 統計の普及に関する事。
- (17) 高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)に関する事。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、統計調査に関する事で他の課の主管に属しない事務の処理に関する事。

第54条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「令和2年6月4日から施行の」を削り、同条を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とする。

第56条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「鳥獣対策」を「鳥獣対策及び中山間地域の生活環境の整備」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中山間地域の生活環境の整備に関する事。

第69条第6号中「(他の課の主管に属する事項を除く。)」を削る。

第74条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第10号中「(おもてなし課の主管に属する事項を除く。)」を削り、同条を同条第9号とし、同条第11号を同条第15号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (10) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に関する事(薬務衛生課の主管に属する事項を除く。)
- (11) 観光客の満足度の向上に関する事。
- (12) 観光客をおもてなしの心で迎える県民運動の推進に関する事。
- (13) 観光地の美化に関する事。
- (14) 観光特使に関する事。

第74条の2第1号を次のように改める。  
 (1) 国際観光の推進に関すること。  
 第74条の2第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に関すること。  
 第74条の3第6号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。  
 (7) 観光案内板及び誘導標識等の整備に関すること。  
 第74条の3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。  
 (3) 観光ガイドに関すること。  
 第75条を削り、第74条の3を第75条とする。  
 第76条第13号を同条第16号とし、同条第12号の次に次の3号を加える。  
 (13) 高知県競馬組合に関すること。  
 (14) 競馬収益金の受入れに関すること。  
 (15) 競馬場の土地及び施設に関すること。  
 第77条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。  
 (7) 農地利用の最適化の促進に関すること。  
 第77条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。  
 (1) 人・農地プランの推進に関すること。  
 第81条第1号中「に係る企画立案」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「高度先進的な」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (3) Next次世代型こうち新施設園芸システムの推進に関すること。  
 第81条第6号を次のように改める。  
 (6) 次世代型施設園芸農業の推進に関すること。  
 第82条第2号中「水産流通課」を「水産業振興課」に改める。  
 第85条を次のように改める。  
**第85条 削除**  
 第87条に次の1号を加える。  
 (12) スマート林業の推進に関すること(森林情報等の利活用に関するものに限る。)  
 第88条第3号中「間伐推進」を「再造林及び間伐推進」に改め、同条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。  
 (5) スマート林業の推進に関すること(森林情報等の利活用に関するものを除く。)  
 第94条の見出しを「(水産業振興課)」に改め、同条中「漁業振興課」を「水産業振興課」に改め、第14号を第20号とし、第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、第11号の次に次の6号を加える。  
 (12) 水産物の流通及び販売促進に関すること。  
 (13) 水産物の加工に関すること。  
 (14) 水産物を取り扱う卸売市場に係る卸売市場法に関すること。  
 (15) 食品表示法に基づく品質事項に関すること(水産物に関するものに限る。)  
 (16) 輸出水産物の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)に基づく事業場の登録等に関すること。  
 (17) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)に関すること(特定第一種水産動植物等取扱事業者に関するものに限る。)

第95条を次のように改める。  
**第95条 削除**  
 第96条第7号中「漁業振興課」を「水産業振興課」に改める。  
 第97条第6号中「社会資本整備推進本部」を「高知県社会資本整備推進本部」に改め、同条中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。  
 (10) 建設業活性化プランに関すること。  
 第100条第12号中「情報化」を「デジタル化」に改める。  
 第103条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。  
 第105条第4号中「土砂災害危険箇所」を「土砂災害警戒区域等」に改める。  
 第106条第12号中「四国横断自動車道及び高規格幹線道路等」を「四国横断自動車道その他の高規格道路」に改める。  
 第112条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (15) 空き家対策に関すること。  
 第112条第17号を同条第16号とする。  
 第114条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。  
 第116条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「分譲」を「分譲等」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (3) 高知新港の企業用地の分譲等に関すること。  
 第116条第4号を削る。  
 第126条第10号中「県民税配当割交付金」を「県民税の利子割交付金、配当割交付金」に改める。  
 第128条第4項第1号中「狩猟税」を「狩猟税並びに県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割」に改め、同項第3号中「県民税の」を「県民税の利子割交付金、」に改める。  
 第156条第5項第2号中「短期入所及び」を削り、同条第6項第1号中「その家族」を「その家族等」に改める。  
 第3章第5節の2第1款を削り、同節第1款の2を同節第1款とし、同款中第189条の4を第189条の2とし、第189条の5を第189条の3とし、第189条の6を第189条の4とし、同節第2款中第189条の7を第189条の5とし、第189条の8を第189条の6とする。  
 第244条第1項第26号中「間伐推進」を「再造林及び間伐推進」に改め、同項第27号を同項第28号とし、同項第26号の次に次の1号を加える。  
 (27) スマート林業の推進に関すること。  
 第246条第1項第22号中「間伐推進」を「再造林及び間伐推進」に改め、同項に次の1号を加える。  
 (26) スマート林業の推進に関すること。  
 第254条第21号中「関すること。」を「関すること並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。」に改める。  
 第291条第1項中「総務部財政課企画監(執行管理・調整担当)」を「総務部財政課長」に、「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。  
 第301条第2項の表中  

|     |  |
|-----|--|
| 法務監 | 条例、規則等の審査、条例の立案、法令等の解釈その他法制一般に関する事務のほか、公文書等の管理、情報の公開及び個人情報 |
|-----|--|

|  |   |
|--|---|
|  | 保護に関する制度の運用に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督するとともに、これらの法務に関わる事項について全庁的に助言及び指導を行う。 |
|--|---|

を削り、

|         |   |
|---------|---|
| スポーツ振興監 | スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。   |
| 地域産業振興監 | 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 輸出振興監   | 輸出に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。                                    |

を

|         |   |
|---------|---|
| 医療福祉連携監 | 医療と福祉との連携に関する総合調整の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。                        |
| 国際交流振興監 | 国際交流に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。                                  |
| スポーツ振興監 | スポーツに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。   |
| 関西戦略推進監 | 関西・高知経済連携強化戦略に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。                         |
| 輸出振興監   | 輸出に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。                                    |
| 地域産業振興監 | 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |

に改め、

|           |  |
|-----------|--|
| 国営農地整備推進監 | 国営農地整備事業に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
|-----------|--|

を削り、

|             |  |
|-------------|--|
| 地域支援企画員（総括） | 産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的事務に従事するほか、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。 |
|-------------|--|

|                    |  |
|--------------------|--|
| 地域支援企画員（総括・集落支援担当） | 集落活動センターに関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。 |
|--------------------|--|

を

|         |  |
|---------|--|
| 地域支援企画員 | 計画推進課員駐在所に駐在し、産業づくりに関する事務に従事するとともに、地域づくり支援に関する高度の専門的事務に従事する。 |
|---------|--|

を

|             |  |
|-------------|--|
| 地域支援企画員（総括） | 産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務に従事するほか、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 地域支援企画員     | 計画推進課員駐在所に駐在し、産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務に従事する。        |

に改め、

|             |  |
|-------------|--|
| 地域包括ケア推進企画監 | 所管する地域の地域包括ケア体制の整備に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
|-------------|--|

を削り、同表生活安全推進監の項中「及び犯罪」を「、犯罪」に、「推進」を「推進及び犯罪被害者等の支援」に改め、同表中

|            |  |
|------------|--|
| 関西圏観光推進企画監 | 関西圏における観光推進に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
|------------|--|

を

|              |  |
|--------------|--|
| 関西圏経済連携推進企画監 | 関西圏との経済連携推進に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 国営農地整備推進監    | 国営農地整備事業に関する事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。    |

に改める。

第303条第1項の表中「法務監（総務部に限る。）」を削り、

「スポーツ振興監（文化生活スポーツ部に限る。）

地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）

輸出振興監（産業振興推進部に限る。）」

を

「医療福祉連携監（健康政策部に限る。）

国際交流振興監（文化生活スポーツ部に限る。）

スポーツ振興監（文化生活スポーツ部に限る。）

関西戦略推進監（産業振興推進部に限る。）



輸出振興監（産業振興推進部に限る。）  
 地域産業振興監（産業振興推進部に限る。）」  
 に改め、「国営農地整備推進監（農業振興部に限る。）」を削り、「健康長寿政策課」を「保健政策課」に、

|       |      |
|-------|------|
| 農業基盤課 | 小作主事 |
|-------|------|

を  
 「  

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 農業基盤課 | 国営農地整備推進監<br>小作主事 |
|-------|-------------------|

 」

に改める。  
 第304条第2項の表中「地域包括ケア推進監又は地域包括ケア推進企画監」及び

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 産学官民連携センター | センター長<br>副センター長<br>プロジェクトマネージャー |
|------------|---------------------------------|

を削り、「関西圏観光推進企画監」を「関西圏経済連携推進企画監」に改める。  
 第305条の表中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に、「子ども・子育て支援課」を「子ども家庭課」に改める。

第306条の表高知県個人情報保護制度委員会の項中「及び同条第2項の規定による」を「並びに同条第2項の規定による新たな個人情報保護条例に関する事項についての知事への意見の具申及び」に改め、同表高知県歯と口の健康づくり推進協議会の項中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改め、同表高知県介護保険審査会の項中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表中

|             |   |                   |
|-------------|---|-------------------|
| 高知県児童福祉審議会  | 児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項並びに児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申等、関係行政機関への資料の提出等の求め並びに芸能等の推薦及びこれらを製作する者等への勧告に関する事務 | 子ども・子育て支援課        |
| 高知県青少年問題協議会 | 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての重要事項の調査審議並びに適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整並びにこれらの事項についての知事等への意見の具申に関する事務            | 子ども・子育て支援課        |
| 高知県保育士試験委員  | 児童福祉法第18条の8第3項の規定による保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定その他保育士試験に関する事務  | 教育委員会事務局<br>幼保支援課 |

|                   |   |       |
|-------------------|---|-------|
| 高知県子どもの環境づくり推進委員会 | 高知県子ども条例第11条第2項の規定による同条例の目的及び基本理念を実現するための計画の作成及び変更、同条例の目的の実現に関する重要事項の調査審議並びに当該計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況についての知事への意見の具申に関する事務                  | 少子対策課 |
| 高知県子ども・子育て支援会議    | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更についての知事への意見の具申並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事務 | 少子対策課 |

を  
 「

|                   |  |        |
|-------------------|--|--------|
| 高知県子ども・子育て支援会議    | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更についての知事への意見の具申並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議に関する事務  | 子育て支援課 |
| 高知県子どもの環境づくり推進委員会 | 高知県子ども条例第11条第2項の規定による同条例の目的及び基本理念を実現するための計画の作成及び変更、同条例の目的の実現に関する重要事項の調査審議並びに当該計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況についての知事への意見の具申に関する事務   | 子育て支援課 |
| 高知県児童福祉審議会        | 児童福祉法第8条第1項、第2項、第4項から第6項まで及び第9項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項並びに児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申等、関係行政機関への資料の提出等の求め、児童、妊産婦及び知的障害者並びにこれらの者の家族等に対する必要な報告等の求め等並びに芸能等の推薦及びこれらを製作する者等への勧告に関する事務 | 子ども家庭課 |
| 高知県青少年問題協議会       | 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての重要事項の調査審議並びに適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整並びにこれらの事項についての知事   | 子ども家庭課 |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
|            | 等への意見の具申に関する事務   |               |
| 高知県保育士試験委員 | 児童福祉法第18条の8第3項の規定による保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定その他保育士試験に関する事務 | 教育委員会事務局幼保支援課 |

に、

「

|                |   |            |
|----------------|---|------------|
| 高知県いじめ問題再調査委員会 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務 | 人権・男女共同参画課 |
|----------------|---|------------|

を

「

|                |   |            |
|----------------|---|------------|
| 高知県いじめ問題再調査委員会 | 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）第26条の規定によるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務 | 人権・男女共同参画課 |
| 登録審査委員         | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による美術品及び骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲並びに美術品として価値のある刀剣類の登録に係る鑑定に関する事務   | 歴史文化財課     |
| 高知県文化財保護審議会    | 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項についての知事への建議に関する事務              | 歴史文化財課     |

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 令和4年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 総務部統計分析課        | 産業振興推進部統計分析課   |
| 健康政策部健康長寿政策課    | 健康政策部保健政策課     |
| 子ども・福祉政策部高齢者福祉課 | 子ども・福祉政策部長寿社会課 |

|   |                 |
|---|-----------------|
| 子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課                                     | 子ども・福祉政策部子ども家庭課 |
| 子ども・福祉政策部少子対策課  | 子ども・福祉政策部子育て支援課 |
| 文化生活スポーツ部文化振興課<br>文化生活スポーツ部まんが王国土佐推進課<br>文化生活スポーツ部国際交流課 | 文化生活スポーツ部文化国際課  |
| 産業振興推進部産学官民連携・起業推進課<br>産学官民連携センター                       | 産業振興推進部産学官民連携課  |
| 観光振興部おもてなし課   | 観光振興部観光政策課      |
| 農業振興部競馬対策課  | 農業振興部農業政策課      |
| 水産振興部漁業振興課<br>水産振興部水産流通課                                | 水産振興部水産業振興課     |

（高知県県民室設置運営規則の一部改正）

- 高知県県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「、「行政資料」を「行政資料」に改める。  
第3条中「次の」を「次に掲げる」に改める。  
第7条の見出し中「収集」を「収集等」に改め、同条中「県民室へ」を「県民室に」に改める。  
第8条中「行う」を「行うものとする」に改める。  
第10条第2項中「受けることのできる」を「受けることができる」に改める。  
第13条第2項中「現品」を「、現品」に改める。  
第14条中「高知県総務部統計分析課長」を「高知県産業振興推進部統計分析課長」に改める。  
第15条中「管理運営」を「運営」に改め、「別に」を削る。  
（高知県損害賠償等審査会規則の一部改正）
- 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「次条の」を「次条に定める」に改める。  
第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「損害賠償等に関し必要と」を「、損害賠償等に関し必要があると」に改める。  
第5条第2項中「そのつど」を「その都度」に改める。  
第7条第1項中「会議」を「会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改め、同条第5項中「軽易なものと」を「軽易なものであると」に改める。  
第8条第2項中「財政課企画監（執行管理・調整担当）」を「財政課執行管理室長」に改める。  
第9条の見出し中「出席」を「出席等」に改める。  
第11条の見出しを「（雑則）」に改める。  
（高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則の一部改正）
- 高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則（平成23年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高知県健康政策部健康長寿政策課」を「高知県健康政策部保健政策課」に改める。  
(高知県介護保険審査会条例施行規則の一部改正)

6 高知県介護保険審査会条例施行規則（平成11年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課」を「高知県子ども・福祉政策部長寿社会課」に改める。

(高知県子どもの環境づくり推進委員会規則の一部改正)

7 高知県子どもの環境づくり推進委員会規則（平成18年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(庶務)」に改め、同条中「高知県子ども・福祉政策部少子対策課」を「高知県子ども・福祉政策部子育て支援課」に改める。



高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第29号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表中

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 生活安全推進監 | 交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する専門的業務 |
|---------|------------------------------------|

を

|           |  |
|-----------|--|
| 生活安全推進監   | 交通安全、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等の支援に関する専門的業務 |
| 国営農地整備推進監 | 国営農地整備に関する事務                                 |

に改める。

第3条の3の表中

|     |  |
|-----|--|
| 法務監 | 条例、規則等の審査、条例の立案、法令等の解釈その他法制一般に関する事務のほか、公文書等の管理並びに情報公開及び個人情報保護に関する制度の運用に関する事務 |
|-----|--|

を削り、

|         |  |
|---------|--|
| スポーツ振興監 | スポーツに関する事務   |
| 地域産業振興監 | 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの |

|       |            |
|-------|------------|
|       | められるもの     |
| 輸出振興監 | 輸出振興に関する事務 |

を

|         |  |
|---------|--|
| 医療福祉連携監 | 医療と福祉との連携に関する総合調整の事務                                     |
| 国際交流振興監 | 国際交流に関する事務   |
| スポーツ振興監 | スポーツに関する事務   |
| 関西戦略推進監 | 関西・高知経済連携強化戦略に関する事務                                      |
| 輸出振興監   | 輸出振興に関する事務   |
| 地域産業振興監 | 所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域づくり支援及び集落対策に関する事務のうち特に必要があると認められるもの |

に改め、

|           |              |
|-----------|--------------|
| 国営農地整備推進監 | 国営農地整備に関する事務 |
|-----------|--------------|

を削る。

別表第1の2の(16)のイの項中「法務文書課長」を削り、同表の2の(16)のウの項中「(エに掲げる決定を除く。)」及び「リ」を削り、同表の2の(16)のエの項を削り、同表の2の(16)のオの項を同表の2の(16)のエの項とし、同表の2の(16)のカの項中「アからオまで」を「アからエまで」に改め、同項を同表の2の(16)のオの項とし、同表の2の(17)のウの項中「法務文書課長」を削り、同表の2の(17)のエの項中「リ」を「法務文書課長」に改め、同表の3の(4)のイの項中「及び法務監」を削り、同表の3の(5)の項中「及び早出遅出勤務」を「、早出遅出勤務及び在宅勤務」に改め、同表の3の(9)のイの項中「及び法務監」を削り、同表の3の(9)のウの項中「保健推進監」を「保健推進監、国営農地整備推進監」に改め、同表の3の(10)のウの項及び3の(12)のアの(ウ)の項中「及び法務監」を削り、同表の11の(1)のシの項を同表の11の(1)のスの項とし、同表の11の(1)のサの項の次に次のように加える。

|  |  |  |  |  |   |  |      |
|--|--|--|--|--|---|--|------|
| シ 高知県公務員宿舎規則（昭和32年高知県規則第20号）に基づく住宅の増築、改築等に伴う当該住宅の経過年数の調整 |  |  |  |  | ○ |  | 管財課長 |
|--|--|--|--|--|---|--|------|



及び決定

別表第1の11の(3)のウの項中「及び」を「並びに動物愛護基金及び」に改め、同表の12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に関すること。

1 この事項の決裁は、(18)に定めるところによる。ただし、金額については、1件の契約その他の行為について支出負担行為と併せて行う場合は、その合計額による。

2 9及び(18)において財政課長の合議を要するもの(施行何等により事前に財政課長に合議したものを除く。)については、財政課長に合議する。  
※

別表第1の表備考3中「地域産業振興監、輸出振興監」を「輸出振興監、地域産業振興監」に改め、「国営農地整備推進監」を削り、同表備考5中「保健推進監」を「保健推進監、国営農地整備推進監」に改め、同表備考11中「地域支援企画員(総括・集落支援担当)以外の職員に係るもの」にあっては「及び」、「地域支援企画員(総括・集落支援担当)に係るもの」にあっては当該地域支援企画員(総括・集落支援担当)がそれぞれを削る。

別表第2の3の項中「開示の請求に対する決定及び通知並びに当該決定に係る第三者からの意見の聴取」を「開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに公文書の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知」に、「実施」を「実施等」に改め、同表の4の項中「開示、

訂正及び是正の請求に対する決定及び通知並びに開示の決定に係る第三者からの意見の聴取」を「開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知並びに個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知」に改め、同表の12の項中「及び早出遅出勤務」を「早出遅出勤務及び在宅勤務」に改め、同表の27の項中「(29、30及び35に掲げるものに係るものを除く。)」を削り、同表の30の項中「関すること」を「関すること(33に掲げるものを除く。)」に改め、同表備考19を同表備考22とし、同表備考18を同表備考21とし、同表備考17を同表備考20とし、同表備考16を同表備考19とし、同表備考15を同表備考18とし、同表備考14を同表備考17とし、同表備考13を同表備考16とし、同表備考12を同表備考15とし、同表備考11を同表備考14とし、同表備考10を同表備考13とし、同表備考9の次に次のように加える。

10 高知県農業技術センター果樹試験場及び高知県農業技術センター茶業試験場に係る1、2、5から8まで、19から22まで及び24から28までの事項については、当該果樹試験場長及び茶業試験場長にそれぞれ委任するものとする。

11 高知県農業技術センター果樹試験場及び高知県農業技術センター茶業試験場に係る3、4、9、10及び30から38までの事項については、当該果樹試験場長及び茶業試験場長がそれぞれ専決するものとする。

12 高知県農業技術センター果樹試験場及び高知県農業技術センター茶業試験場に属する職員に係る11から18までの事項については、当該果樹試験場長及び茶業試験場長がそれぞれ専決するものとする。

別表第3の1の(7)の表5の項中「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例」を「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例」に改め、同表の1の(7)の表8の項を次のように改める。

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |        |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--------|
| 8 | 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例(平成27年高知県条例第68号)に関する事務 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 県税事務所長 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--------|

別表第3の1の(7)の表10の項を同表の1の(7)の表11の項とし、同表の1の(7)の表9の項中「県民税配当割」を「県民税利子割、県民税配当割」に改め、同項を同表の1の(7)の表10の項とし、同表の1の(7)の表8の項の次に次のように加える。

|   |                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |
|---|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 9 | 高知県過疎地域における県税の課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |
|---|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|

|                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 税免除に関する条例(令和3年高知県条例第23号)に関する事務 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3の1の(10)を削り、同表の1の(11)を同表の1の(10)とし、同表の3の(1)中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改め、同表の3の(1)の表4の(5)の項中「第19条の4」を「第19条の5」に改め、同表の3の(2)の表2の(6)の項、2の(7)の項及び3の(2)の項中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改め、同表の3の(5)の表1の項を次のように改める。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |  |      |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|--|--|--|------|
| 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 薬局の開設の許可等及び当該許可の更新(法第4条第1項及び第4項並びに第5条)                                       |  |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  |  |  |  | 保健所長 |
|  | (2) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定等及び当該認定の更新(法第6条の2第1項及び第4項並びに第6条の3第1項及び第5項並びに第6条の4)      |  |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  |  |  |  | 〃    |
|  | (3) 薬局の管理者の当該薬局以外の場所での業として薬局の管理その他薬事に関する実務への従事の許可(法第7条第4項ただし書)                   |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  |  | 〃    |
|  | (4) 薬局の休廃止等及び名称等の変更の届出の受理(法第10条)   |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  |  | 〃    |
|  | (5) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可等及び当該許可の更新(法第12条第1項及び第4項並びに第12条の2並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  |  | 〃    |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| 確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)第80条第1項第1号及び第8項)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
| (6) 薬局製造販売医薬品の製造業の許可等及び当該許可に係る事項の変更等の許可等並びにこれらの許可の更新(法第13条第1項、第4項及び第5項並びに同条第8項並びに同条第9項において準用する同条第4項及び第5項並びに政令第80条第1項第2号及び第8項)                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (7) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認等及び当該承認に係る事項の変更の承認等(法第14条第1項、第2項、第6項、第7項、第9項、第12項及び第13項並びに同条第15項並びに同項において準用する同条第2項、第6項、第7項、第12項及び第13項並びに政令第80条第1項第1号及び第8項) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る軽微な変更の届出の受理(法第14条第16項並びに政令第80条第1項第1号及び第8項)   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る製造販売の届出の受理(法第14条の9並びに政令第80条第1項第3号及び第   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| 8 項)   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |
| (10) 薬局製造販売医薬品の製造業者に係る医薬品製造管理者の当該製造所以外の場所での業としての薬局製造販売医薬品の製造の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第17条第8項において読み替えて準用する法第7条第4項ただし書並びに政令第80条第1項第4号及び第8項）            |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | 〃 |
| (11) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る事業の休廃止等の届出及び薬局製造販売医薬品の製造業者に係る製造所の休廃止等の届出の受理（法第19条並びに政令第80条第1項第4号及び第8項）   |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | 〃 |
| (12) 店舗販売業の許可等及び当該許可の更新並びに既存特例販売業者（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第14条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができる者をいう。以下この項において同じ。）に係る業務の許可の更新（法第24条並びに第26条第1項及び第4項） |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | 〃 |
| (13) 店舗販売業者に係る店舗管理者の当該店舗以外の場所での業としての店舗の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第28条第4項ただ   |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | 〃 |
| し書)  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |
| (14) 店舗販売業（既存特例販売業者に係る業務を含む。以下この項において同じ。）に係る店舗の休廃止等及び名称等の変更の届出の受理（法第38条第1項において準用する法第10条）   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |
| (15) 高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）の販売業及び貸与業の許可等及び当該許可の更新（法第39条第1項、第4項及び第6項）   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |
| (16) 高度管理医療機器等の販売業者及び貸与業者に係る高度管理医療機器等営業所管理者の当該営業所以外の場所での業として営業所の管理その他薬事に関する実務への従事の許可（法第39条の2第2項ただし書）   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |
| (17) 管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業及び貸与業の届出の受理並びに受理証の交付（法第39条の3第1項及び高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年高知県規則第39号）第14条）            |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |
| (18) 高度管理医療機器等   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 〃 |

|   |  |  |  |  |  |   |  |  |   |
|---|--|--|--|--|--|---|--|--|---|
| 及び管理医療機器の販売業及び貸与業に係る営業所の休廃止等の届出の受理（法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条第1項）   |  |  |  |  |  |   |  |  |   |
| (19) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理（法第68条の11並びに政令第80条第1項第4号及び第8項）  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (20) 薬局開設者等に対する報告の徴収及び薬局等への立入検査等（法第69条第1項から第3項まで）   |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (21) 医薬品等の廃棄、回収等の措置命令及び必要な処分（法第70条第1項及び第2項）   |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令（法第71条）  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (23) 薬局開設者、店舗販売業者（既存特例販売業者を含む。(25)及び(28)において同じ。)並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令（法第72条第4項） |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (24) 薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務の体制の整備命令（法第72条の2第1項）  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|
| (25) 薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する措置命令（法第72条の4並びに政令第80条第1項第4号及び第8項）             |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (26) 薬局の管理者、店舗管理者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び貸与業の管理者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に係る医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令（法第73条並びに政令第80条第1項第4号及び第8項） |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (27) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等（法第74条の2並びに政令第80条第1項第4号及び第8項）   |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (28) 薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び貸与業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する許可の取消し及び業務の停止命令（法第75条第1項並びに政令第80条第1項第4号及び第8項） |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |
| (29) 指定薬物である疑いがある物品の検査等（法第76条の6）   |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 〃 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|---|
| (30) 指定薬物の廃棄等<br>(法第76条の7第1項及び第2項)               |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (31) 指定薬物及びその疑いがある物品を発見した場合の立入検査等（法第76条の8第1項）    |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (32) 薬局開設の許可証の交付（政令第2条の2）                        |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (33) 薬局開設の許可証の書換え交付（政令第2条の3）                     |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (34) 薬局開設の許可証の再交付（政令第2条の4第1項及び第2項）               |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (35) 薬局開設の許可証の返納の受理（政令第2条の4第3項及び第2条の5）           |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (36) 薬局開設の許可台帳への記載（政令第2条の6）                      |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (37) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の交付（政令第2条の7）          |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (38) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付（政令第2条の8）       |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (39) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の再交付（政令第2条の9第1項及び第2項） |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |   |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|---|
| (40) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の再交付（第2条の9第3項及び第2条の10）                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (41) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定台帳への記載等（政令第2条の11）                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (42) 薬局における総取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条の13）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (43) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の交付（政令第4条第1項及び第2項並びに第11条第1項及び第2項）                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (44) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の書換え交付（政令第5条第1項、第2項及び第4項並びに第12条第1項、第2項及び第4項）         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (45) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の再交付（政令第6条第1項、第2項及び第5項並びに第13条第1項、第2項及び第5項）           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |
| (46) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可証の返納の受理（政令第6条第4項及び第5項、第7条第1項及び第2項、第13条第4項及び第5項並びに第14条 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  | 〃 |



|  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|--|--|---|
| 第1項及び第2項)  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |   |
| (47) 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可台帳への記載(政令第8条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第2項) |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (48) 薬局製造販売医薬品の承認台帳への記載(政令第9条第1項及び第2項)                           |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (49) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の交付(政令第44条)                   |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (50) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え交付(政令第45条)                |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (51) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の再交付(政令第46条第1項及び第2項)          |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (52) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の返納の受理(政令第46条第3項及び第47条)       |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (53) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可台帳への記載(政令第48条)                 |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  | 〃 |
| (54) 高知市の区域に係る(2)、(29)から(31)まで及び(37)から(41)までの                    |  |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  |  |  |   |

|                                |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| 事項に関すること。                      |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |
| (55) (1)から(54)までの事項以外の法に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |

別表第3の3の(5)の表2の(3)の項を削り、同表の3の(5)の表2の(4)の項中「保健所長」を「〃」に改め、同項を同表の3の(5)の表2の(3)の項とし、同表の3の(5)の表中2の(5)の項を2の(4)の項とし、2の(6)の項を2の(5)の項とし、2の(7)の項を2の(6)の項とし、2の(8)の項を2の(7)の項とし、2の(9)の項を2の(8)の項とし、2の(10)の項を2の(9)の項とし、2の(11)の項を2の(10)の項とし、2の(12)の項を2の(11)の項とし、2の(13)の項を2の(12)の項とし、2の(14)の項を2の(13)の項とし、同表の3の(5)の表2の(15)の項中「(14)」を「(13)」に改め、同項を同表の3の(5)の表2の(14)の項とし、同表の3の(5)の表3の項中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改め、同表の3の(5)の表4の項を次のように改める。

|   |   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |      |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|------|
| 4 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者及び麻薬管理者の免許の申請の受理(法第3条第1項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)第1条) |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 保健所長 |
|   | (2) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者及び麻薬管理者に係る業務廃止等の届出の受理(法第7条)                                  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 〃    |
|   | (3) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者及び麻薬管理者の免許証の返納の受理(法第8条及び第10条第2項)                             |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 〃    |
|   | (4) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者及び麻薬管理者の免許証の記載事項の変更の届出の受理(法第9条第1項)                           |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 〃    |
|   | (5) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者及び麻薬管理者の免許証の   |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 〃    |

|  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
|  | 再交付の申請の受理（法第10条第1項）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|  | (6) 麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い（法第29条）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (7) 麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬に係る事故の届出の受理（法第35条第1項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (8) 麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者の麻薬の廃棄の届出の受理（法第35条第2項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (9) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者の免許の失効等に伴う現に所有する麻薬に係る届出の受理（法第36条第1項及び第4項）                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (10) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者の免許の失効等に伴う現に所有する麻薬の譲渡に係る届出の受理（法第36条第3項及び第4項）                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (11) 麻薬小売業者及び麻薬管理者の麻薬の所有等に係る届出の受理（法第47条及び第48条）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | (12) 向精神薬取扱者の向精神薬に係る事故の届出の受理（法第50条の22第  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  | ○ | 〃 |   |
|  | 1項）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |
|  | (13) 麻薬小売業者及びその関係者からの報告の徴収並びに麻薬診療施設等への立入検査等並びに特定麻薬等原料卸小売業者からの報告の徴収及び特定麻薬等原料卸小売業に係る施設等における実地検査（法第50条の38第1項及び第2項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   | ○ | 〃 |
|  | (14) 向精神薬小売業者等に対する措置命令（法第50条の39）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   | ○ | 〃 |
|  | (15) 高知市の区域に係る（1）から（14）までの事項に関すること。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |   |   |   |   |  |   |   |   |
|  | (16) 麻薬卸売業者、向精神薬卸売業者等の免許の取消し等（法第51条第1項及び第2項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   | ○ |   |   |   |  |   |   |   |
|  | (17) 麻薬中毒者の入院措置（法第58条の8第1項）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   | ○ |   |   |  |   |   |   |
|  | (18) 麻薬中毒者の退院（法第58条の12第1項）  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   | ○ |   |  |   |   |   |
|  | (19) （1）から（18）までの事項以外の法に関すること。  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   | ○ |  |   |   |   |
|  | 7 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   | ○ |   |
|  | (1) 覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令（法第8条第1項）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |

別表第3の3の(5)の表7の項を次のように改める。

|                     |  |            |  |  |  |  |  |  |   |   |  |      |     |
|---------------------|--|------------|--|--|--|--|--|--|---|---|--|------|-----|
| 項において「法」という。)に関する事務 | (2) 病院及び診療所における覚醒剤の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い (法第22条の2)                  |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 保健所長 |     |
|                     | (3) 病院及び診療所における覚醒剤に係る事故の届出の受理 (法第23条)                            |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 〃    |     |
|                     | (4) 覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の取消し並びに業務及び研究の停止命令 (法第30条の3第1項)         |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  |      |     |
|                     | (5) 病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等における覚醒剤原料の廃棄に係る事前の届出の受理及び立会い (法第30条の13)   |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 保健所長 |     |
|                     | (6) 病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等における覚醒剤原料に係る事故の届出の受理 (法第30条の14第1項)        |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 〃    |     |
|                     | (7) 病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等における覚醒剤原料の廃棄の届出の受理 (法第30条の14第2項)          |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 〃    |     |
|                     | (8) 病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局等における医薬品である覚醒剤原料の譲受けに係る届出の受理 (法第30条の14第3項) |            |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  | 〃    |     |
|                     | (9) 病院、診療所、飼育動物  | ア 病院に係るもの  |  |  |  |  |  |  | ○ |   |  |      |     |
|                     |  | イ ア以外に係るもの |  |  |  |  |  |  |   | ○ |  |      | 保健所 |

|                                  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |
|----------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|
| 物診療施設、薬局等への立入検査等 (法第32条第1項及び第2項) | るもの   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  | 長 |
|                                  | (10) 高知市の区域に係る(2)、(3)及び(5)から(9)までの事項に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |   |
|                                  | (11) (1)から(10)までの事項以外の法に関すること。              |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |   |
|                                  |   |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |   |

別表第3の3の(5)の表32の(5)の項中「おもてなし課」を「観光政策課」に改め、同表の3の(5)の表37の(3)の項、37の(9)の項及び37の(14)の項中「食肉衛生検査所長」を「高知県食肉衛生検査所長」に改め、同表の3の(5)の表45の(9)の項中「健康長寿政策課」を「保健政策課」に改め、同表の3の(5)の表48の(6)の項中「漁業振興課長」を「水産流通課長」を「水産業振興課長」に改め、同表の4の(1)の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、同表の4の(2)中「高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表の4の(2)の表9の項中「社会福祉士及び介護福祉法」を「社会福祉士及び介護福祉法 (昭和62年法律第30号。)」に改め、同表の4の(2)の表中9の(10)の項を9の(14)の項とし、9の(9)の項を9の(13)の項とし、9の(8)の項を9の(12)の項とし、9の(7)の項を9の(11)の項とし、9の(6)の項を9の(10)の項とし、9の(5)の項を9の(9)の項とし、9の(4)の項を9の(8)の項とし、9の(3)の項を9の(7)の項とし、9の(2)の項を9の(6)の項とし、9の(1)の項を9の(5)の項とし、同項の前に次のように加える。

|                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| (1) 社会福祉士の養成施設の指定 (法第7条第2号及び第3号) |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| (2) 介護福祉士の養成施設                   |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |

|   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 設の指定(法第40条第2項第1号から第3号まで及び第5号まで)   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |
| (3) (1)の指定を受けた社会福祉士の養成施設及び(2)の指定を受けた介護福祉士の養成施設に係る変更の承認(社会福祉士及び介護福祉法施行令(昭和62年政令第402号)第4条第1項) |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |
| (4) (1)の指定を受けた社会福祉士の養成施設及び(2)の指定を受けた介護福祉士の養成施設の指定の取消し(社会福祉士及び介護福祉法施行令第7条)                   |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |

別表第3の4の(2)の表9の項に次のように加える。

|   |  |  |  |  |   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| (15) (1)から(14)までの事項以外の法に関すること(障害福祉課が所掌する事項を除く。) |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|

別表第3の4の(3)の表15の項中「地域福祉政策課及び高齢者福祉課」を「長寿社会課」に改め、同表の4の(6)を削り、同表の4の(5)中「子ども・子育て支援課」を「子ども家庭課」に改め、同表の4の(5)の表6の(9)の項から6の(12)の項までを削り、同表の4の(5)の表中10の項から12の項までを削り、13の項を10の項とし、14の項を11の項とし、同表の4の(5)を同表の4の(6)とし、同表の4の(4)の次に次のように加える。  
(5) 子育て支援課

| 事務の種類 | 事項(根拠条項) | 決裁権者 |      |    |      |    |      | 合議先 | 備考 |     |
|-------|----------|------|------|----|------|----|------|-----|----|-----|
|       |          | 知事   | 専決権者 |    |      |    |      |     |    | 受任者 |
|       |          |      | 副知事  | 部長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐 |     |    |     |
|       |          |      |      |    |      |    |      |     |    |     |

|  |   |  |  |  |  |   |  |  |   |  |   |  |      |
|--|---|--|--|--|--|---|--|--|---|--|---|--|------|
|  |   |  |  |  |  |   |  |  | 等 |  |   |  |      |
| 1 高知県子ども条例(平成25年高知県条例第1号)に関する事務            | 高知県子ども環境づくり推進委員会に関すること。                             |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
| 2 高知県子ども・子育て支援会議設置条例(平成25年高知県条例第30号)に関する事務 | 高知県子ども・子育て支援会議に関すること。                               |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
| 3 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に関する事務            | (1) 第二種社会福祉事業の開始等の届出の受理(法第69条)                      |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
|  | (2) 社会福祉事業を経営する者に対する報告の徴収並びに検査及び調査(法第70条)           |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
|  | (3) 社会福祉事業を経営する者に対する必要な措置の命令(法第71条)                 |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
|  | (4) 社会福祉事業を経営する者に対する当該事業の制限及び停止の命令並びに許可等の取消し(法第72条) |  |  |  |  | ○ |  |  |   |  |   |  |      |
| 4 母子保健法(昭和40年法律第141号)                      | (1) 母子保健に関する事業の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助      |  |  |  |  |   |  |  |   |  | ○ |  | 保健所長 |

|  |   |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 号。以下この項において「法」という。)に関する事務                                  | (法第8条)  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | (2) (1)の事項以外の法に關すること。   |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 母体保護法(昭和23年法律第156号)に関する事務                                | 受胎調整の実地指導を行う者の指定その他の母体保護法に關すること。                              |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に関する事務 | 厚生労働大臣への請求書の送付その他旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に關すること。 |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第3の4の(7)の表1の(19)の項中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同表の4の(7)の表1の(20)の項中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に改め、同表の4の(7)の表2の(1)の項及び2の(2)の項中「町村」を「町村の区域内」に改め、同表の4の(7)の表2の(4)の項中「軽費老人ホーム」を「軽費老人ホーム(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に改め、「市町村が設置するものを除く。)、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(市町村が設置するものを除く。))及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設」を「中核市の区域内に所在するもの及び市町村が設置するものを除く。)」に改め、同表の4の(7)の表3の(3)の項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者等(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に、「町村」を「町村の区域内」に改め、同表の4の(7)の表6の(2)の項中「及び特別養護老人ホーム」を「(中核市の区域内に所在するものを除く。))及び特別養護老人ホーム(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に改め、同表の4の(7)の表8の(2)の項中「及び指定障害者支援施設等」を「(中核市の区域内に所在するものを除く。))及び指定障害者支援施設等(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に改め、同表の4の(7)の表8の(3)の項中「指定一般相談支援事業者

等」を「指定一般相談支援事業者等(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に改め、同表の4の(7)の表8の(4)の項中「及び地域活動支援センター等」を「(中核市の区域内に所在するものを除く。))及び地域活動支援センター等(中核市の区域内に所在するものを除く。)」に改め、同表の4の(7)の表8の(5)の項中「市町村」を「市町村(中核市を除く。)」に改め、同表の5の(1)中「文化振興課」を「文化国際課」に改め、同表の5の(1)の表中1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を2の項とし、6の項を3の項とし、7の項を4の項とし、同表の5の(1)の表に次のよう加える。

|                           |                                   |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 5 旅券法(昭和26年法律第267号)に関する事務 | 一般旅券の発給の申請の外務大臣への提出その他の旅券法に關すること。 |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3の5の(2)を次のように改める。  
(2) 歴史文化財課

| 事務の種類   | 事項(根拠条項)   | 決裁権者 |      |     |      |    |       | 合議先 | 備考 |     |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|------|------|-----|------|----|-------|-----|----|-----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |  | 知事   | 専決権者 |     |      |    |       |     |    | 受任者 |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   |  |      | 副知事  | 部局長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐等 |     |    |     | 所長 | 所長 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 国からの補助金が交付される重要文化財の管理についての指揮監督(法第35条第3項(法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。))及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下この項において「政令」という。)第5条第1項第1号) |      | ○    |     |      |    |       |     |    |     |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (2) 国庫が措置のために要する費用の全部又は一   |      | ○    |     |      |    |       |     |    |     |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |



|   |  |   |   |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   | 部を負担する場合等の重要文化財の管理及び修理についての指揮監督（法第36条第3項（法第83条、第121条第2項（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項並びに政令第5条第1項第1号） |   |   |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (3) 重要文化財に係る現状変更等の停止命令（法第43条第4項（法第125条第3項において準用する場合を含む。）及び政令第5条第1項第2号）   |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (4) 文化財保存活用大綱の策定及び変更並びに公表等（法第183条の2）   |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。   |   |   |  | ○ |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号。以下この項において「条例」という。）に関する事務 | (1) 高知県保護有形文化財等の指定（条例第4条第1項、第6条の2第1項（条例第29条第1項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第26条第1項、第30条第1項及び第33条第1項）  |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (2) 高知県保護有形文化財等の指定の解除（条例第5条第1項、第6条の3第1項（条例第29条第1項において準用する場合を含む。）、第21条第   |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 1項、第27条第1項、第31条第1項及び第34条第1項）   |   |   |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (3) 県保護有形文化財等に係る現状変更等の許可並びに当該許可に係る行為の停止命令及び当該許可の取消し（条例第14条第1項及び第4項並びに第32条第1項及び同条第3項において準用する条例第14条第4項）  |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (4) 県選定保存技術の選定等並びに県選定保存技術の保持者及び保存団体の認定等（条例第38条第1項及び第2項並びに第39条第1項及び第2項）   |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (5) (1)から(4)までの事項以外の条例に関すること。  |   |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。）に関する事務    | (1) 登録審査委員の任命（法第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条）  |   | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (2) (1)の事項以外の法に関すること。  |   |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 高知県立高知公園に関する事務                                    | (1) 都市公園の区域の変更及び廃止（高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号。以下この項において「条例」という。）第2条）   | ○ |   |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|                       |   |  |  |  |   |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------|---|--|--|--|---|---|---|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                       | (2) 供用日及び供用時間の変更等（条例第9条第1項ただし書及び第2項）  |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (3) 指定管理者に対する原状回復等の指示（条例第34条第2項）  |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立高知公園に関すること。   |  |  |  |   | ○ |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 高知県立歴史民俗資料館に関する事務   | (1) 休館日の変更等（高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）   |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (2) 開館時間の変更（条例第4条第1項ただし書）   |  |  |  |   | ○ |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (3) 利用料金及び観覧料を9割に相当する金額とする者を定めること。（条例第15条第2号）                                   |  |  |  |   | ○ |   |  |  | 財政課長 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (4) 資料等、施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第16条）   |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (5) 観覧料及び使用料の額の決定（高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第50号）第12条）              |  |  |  | ○ |   |   |  |  | 財政課長 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (6) (1)から(5)までの事項以外の高知県立歴史民俗資料館に関するこ  |  |  |  |   | ○ |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       |   |  |  |  |   |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 高知県立坂本龍馬記念館に関する事務   |   |  |  |  |   |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (1) 休館日の変更等（高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）   |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (2) 開館時間の変更（条例第4条第1項ただし書）   |  |  |  |   |   | ○ |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (3) 利用料金又は観覧料を9割に相当する金額とする者を定めること。（条例第16条第2号）                                   |  |  |  |   |   | ○ |  |  | 財政課長 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (4) 資料等、施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第17条）   |  |  |  |   | ○ |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (5) 観覧料及び使用料の額の決定（高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第51号）第15条）              |  |  |  |   | ○ |   |  |  | 財政課長 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 高知県立埋蔵文化財センターに関する事務 | (6) (1)から(5)までの事項以外の高知県立坂本龍馬記念館に関すること。  |  |  |  |   |   | ○ |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (1) 休館日の変更等（高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号。以下この項において「条例」という。）第3条第2項） |  |  |  | ○ |   |   |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                       | (2) 利用時間の変更（条   |  |  |  |   |   | ○ |  |  |      |  |  |  |  |  |  |  |  |

|                      |   | 例第4条第2項)                                 |  |  |   |   |  |  |      |  |  |
|----------------------|---|--|--|--|---|---|--|--|------|--|--|
|                      |   | (3) 設備等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第7条)            |  |  | ○ |   |  |  |      |  |  |
|                      |   | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立埋蔵文化財センターに関すること。 |  |  |   | ○ |  |  |      |  |  |
| 8 高知県立高知城歴史博物館に関する事務 | (1) 休館日の変更等(高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例(平成27年高知県条例第51号。以下この項において「条例」という。)第3条ただし書) |  |  |  | ○ |   |  |  |      |  |  |
|                      | (2) 開館時間の変更(条例第4条第2項)   |  |  |  |   | ○ |  |  |      |  |  |
|                      | (3) 利用料金及び観覧料を9割に相当する金額とする者を定めること。(条例第17条第2号)                                   |  |  |  |   | ○ |  |  | 財政課長 |  |  |
|                      | (4) 資料等、施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第18条)   |  |  |  | ○ |   |  |  |      |  |  |
|                      | (5) 観覧料及び使用料の額の決定(高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成27年高知県規則第70号)第15条)            |  |  |  |   | ○ |  |  | 財政課長 |  |  |
|                      | (6) (1)から(5)までの事項以外の高知県立高知城歴史博物館に関すること。   |  |  |  |   | ○ |  |  |      |  |  |

別表第3の5の(5)の表を次のように改める。

| 事務の種類                           | 事項(根拠条項)  | 決裁権者 |      |     |      |    |       | 合議先 | 備考 |     |
|---------------------------------|---|------|------|-----|------|----|-------|-----|----|-----|
|                                 |   | 知事   | 専決権者 |     |      |    |       |     |    | 受任者 |
|                                 |   |      | 副知事  | 部局長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐等 |     |    |     |
| 1 高知県立障害者スポーツセンターに関する事務         | (1) 休所日の変更等(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。)第3条第2項) |      |      | ○   |      |    |       |     |    |     |
|                                 | (2) 利用時間の変更(条例第4条第2項)   |      |      |     |      |    | ○     |     |    |     |
|                                 | (3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第11条)   |      |      | ○   |      |    |       |     |    |     |
|                                 | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立障害者スポーツセンターに関すること。                                      |      |      |     |      | ○  |       |     |    |     |
| 2 高知県立春野総合運動公園のスポーツ科学センターに関する事務 | (1) 供用日及び供用時間の変更等(高知県都市公園条例第9条第1項ただし書及び第2項)                                     |      |      | ○   |      |    |       |     |    |     |
|                                 | (2) 指定管理者に対する原状回復等の指示(高知県都市公園条例第34条第2項)   |      |      | ○   |      |    |       |     |    |     |
|                                 | (3) (1)及び(2)の事項以外のスポーツ科学セン  |      |      |     |      |    | ○     |     |    |     |

|                   |  |  |  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                   | ターに関すること。  |  |  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 高知県立県民体育館に関する事務 | (1) 休館日の変更等（高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書） |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）  |  |  |   |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第14条）  |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立県民体育館に関すること。   |  |  |   |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 高知県立武道館に関する事務   | (1) 休館日の変更等（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）   |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）  |  |  |   |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第14条）  |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                   | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立武道館に関すること。   |  |  |   |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 高知県立弓道場に関する事務   | (1) 休館日の変更等（高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号。以下この項において「条                  |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |                                    |  |  |  |  |  |  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  | 例」という。）第3条ただし書）                    |  |  |  |  |  |  |   |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | (2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）              |  |  |  |  |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | (3) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第16条）  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | (4) (1)から(3)までの事項以外の高知県立弓道場に関すること。 |  |  |  |  |  |  |   |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第3の6を次のように改める。

6 産業振興推進部各課  
(1) 産学官民連携課

| 事務の種類   | 事項（根拠条項）                                    | 決裁権者 |      |     |      |    |       | 合議先 | 備考 |     |
|---|---|------|------|-----|------|----|-------|-----|----|-----|
|   |   | 知事   | 専決権者 |     |      |    |       |     |    | 受任者 |
|   |   |      | 副知事  | 部局長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐等 |     |    |     |
| 1 産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業の修了証書に関する事務                   | 産業人材育成事業及び産学官民連携推進事業の修了証書に関すること。            |      |      |     |      | ○  |       |     |    |     |
| 2 土佐MBAアドバイザーの設置に係る要綱の制定及び改廃並びに土佐MBAアドバイザーの委嘱に関する事務 | 土佐MBAアドバイザーの設置に係る要綱の制定及び改廃並びに土佐MBAアドバイザーの委嘱 |      |      |     |      | ○  |       |     |    |     |

(2) 統計分析課

| 事務の種類                                      | 事項 (根拠条項)                              | 決裁権者 |      |     |      |    |       |     | 合議先 | 備考 |
|--|--|------|------|-----|------|----|-------|-----|-----|----|
|  |  | 知事   | 専決権者 |     |      |    |       | 受任者 |     |    |
|  |  |      | 副知事  | 部局長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐等 |     |     |    |
| 1 統計法 (平成19年法律第53号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 統計調査に関する総務大臣への届出 (法第24条第1項)        |      |      |     | ○    |    |       |     |     |    |
|  | (2) (1)の事項以外の法に関すること。                  |      |      |     | ○    |    |       |     |     |    |
| 2 統計業務報告に関する事務                             | 都道府県統計機構の状況、業務四半期報及び累計表等の統計業務報告に関すること。 |      |      |     | ○    |    |       |     |     |    |
| 3 その他統計調査に関する事務                            | 統計調査に関すること。                            |      |      |     | ○    |    |       |     |     |    |

別表第3の8の(2)の表1の項を削り、同表の8の(2)の表2の項を同表の8の(2)の表1の項とし、同表の8の(2)の表3の(1)の項中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表の8の(2)の表中3の項を2の項とし、4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とし、7の項を5の項とし、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、同表中9の(3)を削り、9の(2)を9の(3)とし、9の(1)の次に次のように加える。

(2) 国際観光課

| 事務の種類 | 事項 (根拠条項) | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
|-------|-----------|------|--|--|--|--|--|--|-----|----|
|       |           |      |  |  |  |  |  |  |     |    |

|  |  | 知事 | 専決権者 |     |      |    |       |    | 受任者 |  |  |    |
|--|--|----|------|-----|------|----|-------|----|-----|--|--|----|
|  |  |    | 副知事  | 部局長 | 副部長等 | 課長 | 課長補佐等 | 所長 |     |  |  | 所長 |
|  |  |    |      |     |      |    |       |    |     |  |  |    |
| 1 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。)に関する事務     | (1) 全国通訳案内士の登録等 (法第18条及び第21条)  |    |      |     | ○    |    |       |    |     |  |  |    |
|  | (2) 地域通訳案内士の登録等 (法第57条において読み替えて準用する法第18条及び第21条)                                  |    |      |     | ○    |    |       |    |     |  |  |    |
|  | (3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。   |    |      |     | ○    |    |       |    |     |  |  |    |
| 2 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 登録ホテル業を営む者に対する施設の改善等の必要な措置の指示並びに指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知 (法第12条第2項及び第3項)   |    | ○    |     |      |    |       |    |     |  |  |    |
|  | (2) 登録ホテル業を営む者に対する管理方法の改善等の必要な措置の指示並びに指示を行った旨及び当該指示の内容の観光庁長官への通知 (法第13条第2項及び第3項) |    | ○    |     |      |    |       |    |     |  |  |    |
|  | (3) 登録ホテル業を営む者からの報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査 (法第44条第1項及び第3項)                             |    |      |     | ○    |    |       |    |     |  |  |    |
| (4) (1)から(3)までの                                    |  |    |      |     | ○    |    |       |    |     |  |  |    |



|  |                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  | 事項以外の法に関するこ<br>と。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3の10の(1)の表3の(1)の項を次のように改める。

|  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|---|
| (1) 指定棚田地域の指定<br>及び当該指定の解除の申<br>請 (法第7条第1項及び<br>第6項) |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  | 中山間<br>振興・<br>交通部<br>長<br>中山間<br>地域対<br>策課長 |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|---|

別表第3の10の(6)の表1の(1)の項及び1の(4)の項中「水産流通課長」を「水産業振興課長」に改め、同表の10の(6)の表2の項及び同表の10の(7)の表11の項中「水産流通課」を「水産業振興課」に改め、同表の11の(3)の表4の(1)の項中「及び高性能林業機械等整備事業費補助金」を「、高性能林業機械等整備事業費補助金」に、「に係る」を「及びスマート林業実証等支援事業費補助金(作業システム向上実践支援に係るものに限る。)」に係る」に改め、同表の11の(4)の表6の(1)の項中「加工力強化整備事業」を「加工力強化整備事業及び原木安定取引推進事業」に改め、同表の11の(4)の表10の項を削り、同表の11の(6)の表5の(1)の項中「第21条第1項及び第9項」を「第21条第1項及び第14項」に改め、同表の11の(6)の表5の(9)の項中「(8)」を「(9)」に改め、同項を同表の11の(6)の表5の(10)の項とし、同表の11の(6)の表中5の(8)の項を5の(9)の項とし、5の(7)の項を5の(8)の項とし、5の(6)の項を5の(7)の項とし、5の(5)の項を5の(6)の項とし、同表の11の(6)の表5の(4)の項中「第21条第10項」を「第21条第15項」に改め、同項を同表の11の(6)の表5の(5)の項とし、同表の11の(6)の表5の(3)の項中「第21条第8項及び同条第9項」を「第21条第13項及び同条第14項」に、「同条第8項」を「同条第13項」に改め、同項を同表の11の(6)の表5の(4)の項とし、同表の11の(6)の表5の(2)の項中「第21条第6項及び第7項並びに同条第9項」を「第21条第10項及び第11項並びに同条第14項」に、「同条第6項及び第7項」を「同条第10項及び第11項」に改め、同項を同表の11の(6)の表5の(3)の項とし、同表の11の(6)の表5の(1)の項の次に次のように加える。

|   |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| (2) 促進区域の設定に関<br>する基準の設定 (法第21<br>条第6項) |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3の12の(3)中「漁業振興課」を「水産業振興課」に改め、同表の12の(3)の表中6の項を削り、8の項を11の項とし、7の項を10の項とし、5の項の次に次のように加える。

|                                       |                                      |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 6 卸売市場法(以下この項<br>において「法」という。<br>)に関する | (1) 地方卸売市場の認定<br>(法第13条第1項及び第<br>5項) |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  | 農業振<br>興部長<br>農産物<br>マーケ<br>ティン<br>グ戦略<br>課長 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|

|  |   |  |  |   |   |  |  |  |  |  |                                |
|--|---|--|--|---|---|--|--|--|--|--|--------------------------------|
| 事務(生<br>鮮水産物<br>及びその<br>加工品を<br>取り扱う<br>市場に係<br>るものに<br>限る。)   | (2) 地方卸売市場の変更<br>の認定(法第14条におい<br>て読み替えて準用する法<br>第6条第1項及び第3<br>項)  |  |  | ○ |   |  |  |  |  |  | 〃                              |
|  | (3) 地方卸売市場の認定<br>の取消し(法第14条にお<br>いて読み替えて準用する<br>法第11条第1項)   |  |  | ○ |   |  |  |  |  |  | 〃                              |
|  | (4) (1)から(3)までの<br>事項以外の法に関するこ<br>と。  |  |  |   | ○ |  |  |  |  |  | 農産物<br>マーケ<br>ティン<br>グ戦略<br>課長 |
| 7 食品表<br>示法(以<br>下この項<br>において<br>「法」と<br>いう。<br>)に<br>関する<br>事務(農<br>産物マー<br>ケティング<br>戦略課<br>及び畜産<br>振興課が<br>所掌する<br>事項を除<br>く。) | (1) 食品関連事業者に対<br>する指示(法第6条第1<br>項並びに第15条第4項及<br>び第5項並びに食品表示<br>法第十五条の規定による<br>権限の委任等に関する政<br>令(以下この項において<br>「政令」という。)第5<br>条第1項第1号及び第2<br>項並びに第6条第1項第<br>1号及び第2項) |  |  | ○ |   |  |  |  |  |  |                                |
|  | (2) (1)の指示を受けた<br>者に対する措置命令(法<br>第6条第5項並びに第15<br>条第4項及び第5項並び<br>に政令第6条第1項第2<br>号及び第2項)  |  |  | ○ |   |  |  |  |  |  |                                |
|  | (3) (1)の指示及び(2)<br>の措置命令に係る公表<br>(法第7条並びに第15条<br>第4項及び第5項並びに<br>政令第5条第1項第1号<br>及び第2項並びに第6条<br>第1項第1号及び第2号<br>並びに第2項)  |  |  |   | ○ |  |  |  |  |  |                                |

|  |  |  |   |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (4) 食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第2号及び第2項並びに第6条第1項第3号及び第2項）                    |  |  | ○ |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (5) 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第3号及び第2項並びに第6条第1項第4号及び第2項）   |  |  | ○ |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (6) 食品関連事業者及び食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問（法第8条第1項及び第2項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第4号及び第2項並びに第6条第1項第5号及び第2項） |  |  | ○ |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (7) 表示に関する申出の受付及び調査（法第12条第1項及び第3項並びに第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第1項第5号及び第2項並びに第6条第1項第6号及び第2項）                              |  |  | ○ |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (8) (1)から(7)までの事項以外の法に関するこ   |  |  |   |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|   |  |  |   |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|---|--|--|--|--|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   | と。（法第15条第4項及び第5項並びに政令第5条第3項、第4項及び第7項並びに第6条第3項、第4項及び第7項）  |  |   |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 高知県<br>食の安全<br>・安心推<br>進 条 例<br>(以下こ<br>の項にお<br>いて「条<br>例」とい<br>う。)に<br>関する事<br>務 | (1) 監視、指導及び検査<br>その他の必要な措置（条<br>例第15条）                   |  | ○ |  |  |  |  |  |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (2) 生産者・事業者等か<br>らの報告の徴収及び事業<br>所等への立入調査等（条<br>例第20条第1項） |  |   |  |  |  |  |  | ○ |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | (3) (1)及び(2)の事項<br>以外の条例に関するこ<br>と。                      |  |   |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 輸出水<br>産業の振<br>興に關<br>する 法<br>律<br>(昭和29<br>年法律第<br>154号)<br>に關<br>する<br>事<br>務   | 事業場の登録その他の輸<br>出水産業の振興に關する法<br>律に關すること。                  |  |   |  |  |  |  |  |   | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第3の12の(4)を削り、同表の12の(5)を同表の12の(4)とし、同表の13の(6)の表1の(17)の項中「第47条の3」を「第47条の14」に改め、同表の13の(6)の表2の(1)の項中「第4条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表の13の(6)の表3の項を次のように改める。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 3 過疎地<br>域の持<br>続的<br>発展<br>の<br>支<br>援<br>に<br>關<br>する<br>特<br>別<br>措<br>置<br>法<br>に<br>關<br>する<br>事<br>務 | 1 市町村道の県代行整備<br>区間に係る告示に關する<br>こと。（過疎地域の持<br>続的発展の支援に關する<br>特別措置法施行令（令<br>和3年政令第137号）<br>第8条第2項） |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2 市町村道の県代行整備<br>区間について市町村道の<br>道路管理者に代わって行   |  |  |  |  |  |  |  |  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                          |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------|
| う権限に関すること。<br>(過疎地域の持続的発展<br>の支援に関する特別措置<br>法第16条第2項) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1に定<br>めると<br>ころに<br>よる。 |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------|

別表第3の13の(8)の表2の(3)の項中「第25条の11第1項」を「第25条の23第1項」に改め、同表の13の(8)の表6の項中「平成17年高知県条例第7号。」を削り、同表の13の(10)の表9の項を次のように改める。

|  |  |  |  |  |  |   |  |   |  |  |                         |
|--|--|--|--|--|--|---|--|---|--|--|-------------------------|
| 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律<br>(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に関する事務 | (1) 高知県幡多土木事務所<br>の所管区域内における<br>法に関すること。 |  |  |  |  |   |  | ○ |  |  | 高知県<br>幡多土<br>木事務<br>所長 |
|  | (2) (1)の事項以外の法<br>に関すること。                |  |  |  |  | ○ |  |   |  |  |                         |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。